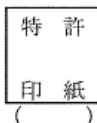


様式第18の2 (第43条関係)



PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature_____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature_____

Address :

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Designated Amount of the Additional Fee

Yen

7 Amount of the Additional Fee

Yen

8 List of Attached Documents

[備考]

- 1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Current Account」と記載し、その横に予納台帳の番号を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「Amount of the Additional Fee」の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Kouza-Furikae」と記載し、その横に振替番号を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「Applicant (Common Representative)」の欄 (代理人が手続を行う場合は「Agent」の欄) に「(Identification Number)」の欄を設けて識別番号を記載し、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Credit Card Payment」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(Identification Number)」の欄は設けるには及ばない。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証 (特許庁提出用) を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Denshi-Genkin-Noufu」と記載し、その横に納付番号を記載する。
- 2 「Designated Amount of the Additional Fee」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載する。
- 3 「Amount of the Additional Fee」の欄には、納付する手数料の額を記載する。
- 4 第83条第4項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 5 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第11の7の備考3と同様とする。